

総合評価方式（標準型）の具体の技術提案について

下記の工事において、「評価項目数を1項目に設定、提案数を最大5提案で評価」を試行する。

記

○試行する工事

- ・PC橋上部工
 - ・鋼橋上部工
 - ・下水シールド工
 - ・トンネル工
 - ・下水処理場（電気・管）等
- の県内・県外混合工事

但し、特別な事情がある場合は、この限りではない。

○評価

- ・提案数は最大5提案までとし、記載の順に通し番号を付けるものとする。加算評価対象は番号1から5の提案までとし、これを超えた提案は評価しない。また、通し番号の記載がない提案についても評価しない。ただし、超過した提案又は通し番号の記載がない提案（施工不可と判断されたものを除く。）も履行義務は負うものとする。
- ・配点は、1提案毎に「着目点に優提案1点」「着目点に良提案0.5点」とし、5提案合計で最大5点満点とする。なお、着目点以外の提案については、評価しない。
 - 優：提案された事項は、極めて効果が高く、優秀な提案である。
 - 良：提案された事項は、効果が高く、良好な提案である。
 - 標準：提案された事項は標準的な提案であり、発注者が示す標準的な仕様と同等の効果である。

落札者決定基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
具体の技術提案	〇〇に関する工夫についての提案	評価内容に対して最大5提案とし、5提案を超えた提案項目は加算評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。	5.0	／ 5.0

○その他

- ・今回の試行に伴い、試行外の工事における「標準型」の具体の技術提案の評価についても、着目点以外の提案については、評価しない。

○適用時期

平成23年6月23日以降公告分の建設工事から適用する。